

答申（骨子）案と委員会での主な意見

H21.6.1 第10回市民参画協働推進委員会

答申（骨子）案	市民参画・協働推進委員会での主な意見
<p>1 市民参画の必要性・意義</p>	<p>価値観、ニーズの多様化と地方分権の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の価値観の多様化や少子・高齢化の進展など社会環境が大きく変化しており、行政に対するニーズが多様化している。 地方分権が進む中で、市民が積極的にまちづくりに関わり、自分たちのまちを自分たちでつくり育てることが求められている。 当市においては、地域の中で助け合い、支え合う、昔ながらの「結い」の心が受け継がれているが、近年、過疎化が進み、合併により広域化する中で、より積極的なまちづくりへの参画のしぐみが必要。 <p>市民ニーズの的確な把握</p> <p>市民意識や価値観の変化に応じた施策などをすすめるためには、複雑多様化する市民ニーズを的確に把握し、様々な機会を通じて丁寧に意見を集めることが必要。</p> <p>市の意思決定過程における市民の積極的な関わりと課題の共有</p> <p>限りある財源の中で多様な市民ニーズに適切に対応していくためには、市民と行政が公共的な課題を共有しながら信頼関係を深め、施策形成段階から一緒に課題解決に向けて取り組むことが必要。</p>
<p>2 市民参画を進めるための条件・方法</p>	<p>情報の共有</p> <p>市民参画を進めるためには、分かりやすく客観的に判断することが可能な信頼性のある情報が必要であり、参画の対象者を限定せず、全市民が関心を持てるよう情報の共有化を図っていくことが必要。</p> <p>参画の意識付け</p> <p>市民が様々な活動に主体的に関わりながら参画の意義が実感できるよう、関心を高める工夫ときっかけづくりを進め、一人ひとりの参画の意識を高めていくことが必要。</p> <p>継続と見直し</p> <p>市民参画は一つ一つの活動の積み重ねであり、常に見直ししながら継続していくことが必要。</p>

答申（骨子）案			市民参画・協働推進委員会での主な意見
3 行政運営 の各段階に おける市民 参画	(1)計画及び 条例の計画 段階	まちづくりの意思決定への関わり 計画及び条例の計画段階における市民参画は、計画及び条例に対する市民の理解を促し、多様な意見を反映させることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等を新設する場合は全て市民参画が必要と一旦は括っておいて、個別のそれぞれの条件に応じた参画の方法を考えていくべき。[第3回] ・ 上手くいっている事業には必ず理由があり、意識をしていなくとも計画、実施、評価の各段階できちんと参画していると思う。全ての段階で意識的に市民が参画できるような仕組みをつくるべき。[第6回] ・ 参画の手段や方法を定めた後、誰が運用し、どこでどう評価・検証を行うかまで含めて仕組みを考える必要がある。[第6回] ・ 運用の主体は、まちづくり基本条例上は「執行機関」とされている。[第6回] ・ 参画は、計画段階だけでなく、運用、評価まで一連のサイクルが必要。[第7回] ・ 参画の適用対象外としたものを含め、全てを対象としたうえで、その中から気になる部分を議論していく。[第8回]
	(2)計画及び 条例の実施 段階	まちづくりへの主体的な参加 計画及び条例の実施段階において、より具体的で詳細な提案が可能となる。	
	(3)計画及び 条例の評価 段階	まちづくりの成果・反省点のチェック 計画及び条例の実施後において、その効果や市民の満足度を調査するなどにより、今後の計画及び条例に反映することができる。	

	答申（骨子）案	市民参画・協働推進委員会での主な意見				
4 参画の適用対象 (諮問事項)	<p>まちづくりに関する計画の策定等及び条例の制定等は市民参画の原則に則り行う (まちづくり基本条例第3条第2項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>まちづくり基本条例第3条第2項 市の執行機関は、まちづくりに関する計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、この条例に適合させるものとします。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">(1)「まちづくり基本条例第12条に定める重要な計画」等の範囲</td> <td style="padding: 5px;"> <p>市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 総合計画の基本構想・基本計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画など 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正又は廃止 まちづくり基本条例、男女共同参画推進条例など 市民生活に重要な影響を及ぼす制度の導入又は変更 通学区域の設定、住民投票制度など 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止 悪臭公害防止条例など 公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更 体育館、運動公園、図書館など(建設の趣旨が全域に関わり、不特定多数の市民が等しく利用できる建物) 上記 から に掲げるもののほか、特に必要と認められるもの</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(2) 市民参画の対象事項からの除外</td> <td style="padding: 5px;"> <p>軽微なもの 引用する法令の改正に伴う条例の用語の改正等、政策的な判断を要しないもの 緊急に実施しなければならないもの 災害の発生など緊急な対応を要する場合 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの 税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が定められているものなど 市の執行機関内部の事務処理に関するもの 予算編成、人事など(市の機関が自らの責任と意思で決定すべきもの) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収(地方自治法第74条第1項により、条例の制定・改廃の直接請求の対象とされていないもの) 地方税法第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合は、除外事項としない(対象事項とする)。</p> </td> </tr> </table>	(1)「まちづくり基本条例第12条に定める重要な計画」等の範囲	<p>市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 総合計画の基本構想・基本計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画など 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正又は廃止 まちづくり基本条例、男女共同参画推進条例など 市民生活に重要な影響を及ぼす制度の導入又は変更 通学区域の設定、住民投票制度など 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止 悪臭公害防止条例など 公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更 体育館、運動公園、図書館など(建設の趣旨が全域に関わり、不特定多数の市民が等しく利用できる建物) 上記 から に掲げるもののほか、特に必要と認められるもの</p>	(2) 市民参画の対象事項からの除外	<p>軽微なもの 引用する法令の改正に伴う条例の用語の改正等、政策的な判断を要しないもの 緊急に実施しなければならないもの 災害の発生など緊急な対応を要する場合 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの 税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が定められているものなど 市の執行機関内部の事務処理に関するもの 予算編成、人事など(市の機関が自らの責任と意思で決定すべきもの) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収(地方自治法第74条第1項により、条例の制定・改廃の直接請求の対象とされていないもの) 地方税法第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合は、除外事項としない(対象事項とする)。</p>	<p>第5回委員会(12/19)において、左記「参画の適用対象(案)」を承認(ただし、事例研究等を通じて検討を継続)。</p>
(1)「まちづくり基本条例第12条に定める重要な計画」等の範囲	<p>市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 総合計画の基本構想・基本計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画など 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正又は廃止 まちづくり基本条例、男女共同参画推進条例など 市民生活に重要な影響を及ぼす制度の導入又は変更 通学区域の設定、住民投票制度など 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止 悪臭公害防止条例など 公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更 体育館、運動公園、図書館など(建設の趣旨が全域に関わり、不特定多数の市民が等しく利用できる建物) 上記 から に掲げるもののほか、特に必要と認められるもの</p>					
(2) 市民参画の対象事項からの除外	<p>軽微なもの 引用する法令の改正に伴う条例の用語の改正等、政策的な判断を要しないもの 緊急に実施しなければならないもの 災害の発生など緊急な対応を要する場合 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの 税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が定められているものなど 市の執行機関内部の事務処理に関するもの 予算編成、人事など(市の機関が自らの責任と意思で決定すべきもの) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収(地方自治法第74条第1項により、条例の制定・改廃の直接請求の対象とされていないもの) 地方税法第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合は、除外事項としない(対象事項とする)。</p>					

答申（骨子）案		市民参画・協働推進委員会での主な意見
5 参画のし くみ (諮問事項)	<p>(1)手法の組み合わせ</p> <p>段階や場面に応じた参画手法の選択 一つの計画や条例に一つの手法ということではなく、その計画や条例の計画、実施、評価段階などそれぞれの場面に応じ相応しい手法を選択する。</p> <p>効果的な組み合わせによる取り組み 計画や条例における的確な対象を選択し、効果的な組み合わせによる取り組みが必要。 形だけとならない市民参画の実施。例えば、施設建設に当たり、利用者を対象として利用方法等を検討する場合にワークショップが効果的。また、施設建設のプラス面、マイナス面が情報共有されていない場合は、その是非を安易にアンケートでとることは慎重であるべき。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>参考 宮古市参画推進条例 (参画の方法)</p> <p>第8条 市の執行機関は、自治基本条例第14条第3項に規定する意見表明及び前条第2項に規定する参画の機会等（以下「意見表明」という。）を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、確保しなければならない。</p> <p>(1) 多くの者を対象とし、調査項目を設定して一定期間内に対象者から回答を得ることが必要であると認める場合 アンケート</p> <p>(2) 専門的な知識及び経験に基づく審議、個人の知識及び経験に基づく自由な意見交換等が必要であると認める場合 審議会等の審議</p> <p>(3) 事案に対する多様な意見を幅広く収集する必要があると認める場合 パブリック・コメント</p> <p>(4) 事案の説明等を通して、複数の市民の意見を収集する必要があると認める場合 市民説明会</p> <p>(5) 議論、共同作業等を通じて、複数の市民との一定の合意形成を図る必要があると認める場合 ワークショップ</p> <p>2 市の執行機関は、前条第1項及び第2項各号に掲げる事項（以下「参画事項」という。）について、より多くの意見表明を求める必要がある場合は、前項各号に掲げるもの（以下「アンケート等」という。）を同時に実施することができる。</p> <p>3 市の執行機関は、アンケート等を実施したときは、不開示情報を除き、速やかにその結果を公表しなければならない。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今あるものを無くす場合は「反対」、新しく作る場合は「賛成」となりがちであり、アンケートなどの取り方の問題。[第7回] ・ 安易にアンケートという手法を選択するのではなく、対象に応じた手法の選択が必要。[第7回] ・ 例えば、介護施設の建設には介護保険料の負担増が伴うなど、「負の面」を公正・正確に伝えなければならない場合、果たしてアンケートという手法で良いか。[第7回] ・ 施設建設に当たり、利用者を対象として利用方法等を検討する場合にワークショップが有効。[第7回] ・ 市民会議のように市民主体で案をつくっていく場合にワークショップの手法が有効。[第7回] ・ 施設の建設(跡地活用を含む)の場合、立地、設計、運用などあらゆる段階や場面に応じて相応しい参画手法が求められるのではないか(例:埋蔵文化財センターの建設、現空港ターミナルビルの跡地活用)。[第7回] ・ 特定の地域住民のみを対象とするのではなく、市全体の課題と捉えるべき場合もある(例:花小と桜台小の学区選択制についての議論)。[第7回] ・ 参画の手法一つ一つについて、本気になって実施する必要がある。形だけでは意味が無い。[第7回] ・ 参画したという実感が無いと、なかなか市民参画は進んでいかない。参画の結果が市政にどう反映されたかを知ることが重要。[第7回] ・ 市民参画の適用対象とされなかったものについても、報告を義務付けるべきだと思う。[第7回]

答申（骨子）案		市民参画・協働推進委員会での主な意見
5 参画のし くみ (諮問事項)	(2)手法の具 体的運用	
	<p>意向調査の実施</p> <p>(説明)</p> <p>市民意識調査等、あらかじめ用意した設問について、多数の対象者から回答を得る手法。計画策定に先立ち予備調査として行う場合や、世論調査のように定期的に調査する場合などがある。</p> <p>【運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査目的に応じた対象の設定 調査項目の吟味と分かりやすい内容の工夫 客観的な分析と分析結果の公表 <p>パブリックコメントの実施</p> <p>(説明)</p> <p>計画等の策定過程で原案を公表し、市民に意見を求め、提出された意見等に対する行政の考え方を取りまとめ、案の決定に考慮するとともに、その結果を公表する仕組み。</p> <p>【運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 分かりやすい資料の工夫(概要版の添付等) 意見を提出しやすい仕組み <p>花巻市パブリックコメント制度に関する指針(抜粋)</p> <p>第1 目的</p> <p>この指針は、パブリックコメント制度に関して必要な事項を定めることにより、市民等の多様な意見を考慮した意思決定を行う仕組みを確立し、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の市政への参画と協働のまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>第3 対象</p> <p>1 パブリックコメント制度の対象となる計画等(以下「計画等」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市の政策に関する基本的な計画の策定又は変更</p> <p>(2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃</p> <p>(3) 広く市民の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画の策定又は変更</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、制度の趣旨に照らし、この指針に定める手続きを行うことが望ましいものについては、当該手続きを行うよう努めるものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、迅速若しくは緊急を要するもの、軽微なもの又は市の裁量の余地の少ないものについては、パブリックコメントを行わないことができる。</p> <p>第4 実施時期等</p> <p>1 実施機関は、この制度の対象となる計画等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前にその案を公表し、市民等の意見を求めるものとする。</p> <p>2 公表の際には、計画等の趣旨及び目的等についての説明を加えるものとし、関連資料も併せて公表するなど、市民等が計画等の案の内容について十分理解できるよう留意するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 画一的な方法での実施だけでなく、地域性に応じた方法も必要ではないか。[第6回] アンケート調査の内容が分かりにくい。もっと分かりやすい工夫が必要。[第6回] 調査結果について、客観的な分析結果を含めて公表すべきだと思う。[第6回] 調査結果等の公表の方法について、みる側が客観的に判断できるような処理、提示の方法が必要。[第6回] 目的に応じた対象者の設定ができる場合は有効(例：図書館に関する内容は子どもの意見を、バスなら高齢者など利用者を中心に)。[第7回] アンケート項目の設定が重要であり、内容を十分に吟味する必要がある。[第7回] 記名式の場合は責任ある回答が出てくるが、無記名の場合、責任の無い回答や信頼性に欠ける場合が多くなると感じる。[第7回] <ul style="list-style-type: none"> 公表資料に概要版を加え、分かりやすくする工夫が必要(例：食育基本計画の資料は市民向けとしては難しすぎる)。[第7回] 意見を集める積極的な取り組みが必要(インターネット中心ではなく、返答用のハガキを入れて配布するなどの工夫が必要)。[第7回]

答申（骨子）案		市民参画・協働推進委員会での主な意見
5 参画のし くみ (諮問事項)	(2)手法の具 体的運用	
	意見交換会の開催 (説明) 行政と市民が直接対面して意見を交換し合う手法。フォーラムやシンポジウム等、公開の場で討論や意見交換を行う多数参加型の場合を含む。	<ul style="list-style-type: none"> 参加しやすい時間帯や開催方法をもっと工夫することが必要。[第7回] 資料を簡単にし、出来る限り小さい単位で実施する方が効果的。[第7回] 説明だけになりがち。意見をどう吸い上げるかが重要。[第7回] 事前の資料配布や説明時間などをルール化した方が良い。[第7回]
	【運用】 <ul style="list-style-type: none"> 参加しやすい時間帯の設定 分かりやすい資料の準備 小さな地域単位での開催 意見を吸い上げる工夫 事前の資料配布や説明時間の設定等、開催方法のルール化 	
ワークショップの実施 (説明) カード等を使った少人数のグループワークにより参加者全員が意見を出し合って合意形成を図るなど、市民が学習しながら主体的に取り組む参加体験型の手法。	<ul style="list-style-type: none"> 行政があらかじめ準備した内容の軽微な変更程度に留まる場合が多いのが実態。企画する側がワークショップの本質を理解し、方法を吟味することが必要。[第7回] 	
【運用】 <ul style="list-style-type: none"> 開催方法の吟味(企画段階から市民が主体的に取り組める内容) 		
審議会その他の附属機関における委員の公募 (説明) 法律又は条例によって行政の附属機関として設置され、執行機関の諮問等に基づき、専門的な知識や経験を生かして調査や審査等を行う。(近年は、審議会等における審議の活性化を図るため、委員を公募する例が増えている。)	<ul style="list-style-type: none"> 公募委員を増やし過半数に近づける努力が必要。[第7回] 専門的な知識等を生かすことと公募委員を増やすことは、相容れないものではないか。[第7回] 公募委員を過半数とすることは、議決権の面から難しいと思う。[第7回] 審議会等の委員公募の割合は、その審議会の目的、性格によってそれぞれだと思う。[第7回] 公募の審査基準を明確にするべき(出来れば公開審査とするべきだと思う)。[第7回] 公募する際の情報公開が不十分。報酬や開催回数などの応募する側に立った情報提供が必要。[第8回] 公募委員を含めた審議会について、委員構成の根拠や選考理由を明らかにするべき。[第8回] 	
【運用】 <ul style="list-style-type: none"> 審議会等の委員公募の割合は、その審議会の目的、性格による 公募に際しては、募集要件を明確にする 		
参考 地方自治法第138条の4第3号 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。 (附属機関に共通的な性格として、行政組織の一部 構成員の身分は非常勤の特別職公務員 複数の委員による合議制の機関 職務権限は、調停、審査、審議、又は調査等に限られる 構成は、通常、学識経験者、関係団体の代表等によって組織されることが挙げられる。)		

答申（骨子）案			市民参画・協働推進委員会での主な意見
5 参画のし くみ (諮問事項)	(2)手法の具 体的運用	<p>上記のほかパブリック・インボルブメントなど適切と判断される方法 (説明:パブリック・インボルブメント) 政策形成過程を共有しながら意志決定するとともに、その結果について公表すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・インボルブメント 専門家の評価も加えて、計画を練り直すことが可能な方法。[第7回] ・ 関係団体からの意見聴取 障がい者相談員など、既存の組織なり制度なりを有効活用して、その対象となっている市民の声を聞くことも一つの方法ではないか。[第3回] ・ 市民提案プロジェクト(政策提案) 市民が側から提案するプロジェクト、制度(例:点字ブロックの設置)。[第7回] ・ 市民会議 市民が主体になって制度などをつくっていくなど、行政と関わることを市民主体で決めていこうとするもの。[第7回] ・ コンセンサス会議 市民主体の会議体を設置するとともに、専門家集団を組織し、一体となってあるプロジェクトを進める方法(例:宍道湖の干拓、農林水産省による取り組み)。[第7回]

答申（骨子）案			市民参画・協働推進委員会での主な意見
5 参画のし くみ (諮問事項)	(3)参画方法 の事前公表	<p>事前公表</p> <p>事前公表する内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画・条例等の区分 対象事項の名称 対象事項の内容 参画の手法 実施時期及び担当部署 <p>とし、対象事項の内容については、できるだけわかりやすく記載する。</p> <p>また、事前公表する方法は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 振興センターでの閲覧又は配布及びコミュニティ会議への情報提供 担当窓口での閲覧又は配布 市の広報紙への掲載 公式ホームページへの掲載 そのほか効果的に周知できる方法 <p>で行う。</p>	

答申（骨子）案		市民参画・協働推進委員会での主な意見	
5 参画のしくみ (諮問事項)	(4) 行政評価 (施策の評価) への市民参画 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>まちづくり基本条例第23条(行政評価) 市の執行機関は、主要な施策や事業について市民参画のもとで客観的な行政評価を行い、その結果を分かりやすく公表するものとします。 【説明】 行政評価は、市の執行機関が行う政策や施策、事業についてどのような成果があったかを客観的に評価し、その結果を次の政策等に反映させるためのものです。このうち、主要な施策や事業等について、市民参画による評価が必要であることを定めています。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、行政で行っている総合評価の現状やアウトプット等、今の仕組みが分からなければ先に進めない。[第9回] ・ 現在行われている仕組み、評価を否定するのではなく、それを前進させる評価の方法で十分。[第9回] 	
6 市民参画の運用の評価 (諮問事項)	(1) 事前評価 (2) 事後評価	<p>運用の評価主体及び評価の対象、範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参画の評価は、市民がすべき ・ 重要な計画等の手法の評価はこの委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参画の評価は、市民がすべき。市民の意見、感想、反応をどう吸い上げるかが重要。[第6回] ・ 重要な事業に対して使う手法を決めるのは本来この委員会[第6回] ・ 諮問事項に対し参加の方法は決定するが、今後も含め一つ一つを決定するとは理解していない。[第6回]
	運用の評価の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度の事前評価と事後評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度の事前評価と事後評価でよいのではないか。[第8回]
	運用の評価の項目、基準		<ul style="list-style-type: none"> ・ 今まで取り組んできたことを振り返りながら、参画・協働を妨げてきた要因や、継続することができた理由を共有していくことが重要。[第6回] ・ 評価にあたり市が提示する資料は、結論だけでなく経過の分かる(市民参画の視点から説明できる)ものとするべき。[第8回] ・ 参画のしくみをつめていくことと、参画の意識を積み重ねていくことが相まっていかないと上手くいかない。[第8回] ・ 全ての事業について、目的意識を持った人がどれだけ参加したかということが評価項目となると思う。[第8回] ・ 対象として不可欠な人たちに情報が確実に届けられる経路がつけられているかが、事前評価での視点になると思う。[第8回] ・ その事業に直接的には関係していない人たちの関心や理解もポイントとなるのではないか。[第8回] ・ 何度も見直しながらより良いものとしていくという前提で評価を行っていくべきだと思う。[第8回] ・ 施策の計画・実施・評価の各段階で参画のしくみが良いかという視点で評価するべき。[第8回] ・ 市民参画が上手くいったかどうかは、施策の計画段階だけでなく結果までみないと判断できない。[第8回]

下線部分は第9回委員会での追加（修正）内容